

別記様式第1号

計 画 期 間

令和3年度～令和12年度

滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画書（原案）

令和3年〇月

滋賀県

目 次

はじめに	1
計画策定の趣旨	2
I 酪農および肉用牛生産の近代化に関する方針	3
第1 滋賀県の酪農および肉用牛生産をめぐる近年の情勢	
1 生産基盤の現状	
2 畜産を取り巻く環境の変化	
第2 酪農および肉用牛生産の競争力の強化	
1 需要に応える生産基盤の強化	
(1) 生産基盤の強化	
(2) 需要に応じた生産・供給	
2 次世代に継承する持続的な発展	
(1) 資源循環型畜産の推進	
(2) リスクに強い畜産経営の確立	
(3) 地域の連携	
II 生乳の生産数量の目標ならびに乳牛および肉用牛の飼養頭数の目標	13
1 生乳の生産数量および乳牛の飼養頭数の目標	
2 肉用牛の飼養頭数の目標	
III 近代的な酪農経営方式および肉用牛経営方式の指標	14
1 酪農経営方式	
2 肉用牛経営方式	
IV 乳牛および肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	16
1 乳牛	
2 肉用牛	
V 飼料の自給率の向上に関する事項	19
VI 集乳および乳業の合理化ならびに肉用牛および牛肉の流通の合理化に関する事項	20
1 集送乳の合理化	
2 乳業の合理化	
3 肉用牛および牛肉の流通の合理化	
VII その他酪農および肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	23
用語解説	24

はじめに

本県の畜産は、平成 30 年農業総産出額 641 億円のうち、約 18% の 112 億円を産出しており、本県農業の主要な柱となっています。とりわけ、肉用牛生産は、平成 30 年度の畜産統計では 1 戸当たりの飼養頭数が約 223 頭と全国第 1 位となっており、特に、ブランド和牛の中でも最も古い歴史をもつ近江牛は、その品質が高い評価を得ている本県を代表するブランド産品です。

現在、我が国の畜産は、高齢化社会や人口減少社会の到来といった従来の社会構造の変化だけでなく、TPP11 協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）をはじめとする国際的な経済連携の進展、持続可能な開発目標（SDGs）に対する貢献、さらには新型コロナウイルス感染拡大の影響による国内外の消費行動や経済情勢の変化など、大きな転換期を迎えています。

その一方で、コロナ禍を経験し、「安全・安心な畜産物が生産されている安心」、「人のつながりの大切さ」、「魅力的な畜産物が身近にある価値・幸せ」など、これまで感じにくかった「気づき」を得ることもできました。

酪農、肉用牛生産は、良質なタンパク質の供給のみでなく、県土や環境の保全、雇用や地域の結びつきの創出、中山間地域の発展など、様々な役割を果たしており、今後も持続的に発展させることが重要です。

本計画では、今後 10 年間を見据え、外部支援組織や畜産関係団体・行政の多角的な連携を図りながら、時代の変化と需給構造の変化に柔軟に対応し、酪農および肉用牛生産を次世代に継承するための持続的な発展を目指します。

計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

「滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画」は、国が「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）」に基づき令和2年度3月に公表した「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」および「滋賀県農業・水産業基本計画（令和3年度から令和7年度）」に盛り込まれた施策の方向と調整を図りながら、県、市町および農業団体等が、本県における酪農および肉用牛の生産振興および安定供給を図るための中長期的な施策展開の指針として策定します。

2 計画の位置づけ

「滋賀県農業・水産業基本計画（令和3年度から令和7年度）」を上位計画とする畜産部門の基本計画として位置づけ、令和2年3月に農林水産大臣が公表した「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づき策定します。

3 計画期間

令和3年度から令和12年度

4 改定

本県の畜産振興に必要と認められる場合には、柔軟に計画の見直しを行います。

I 酪農および肉用牛生産の近代化に関する方針

第1 滋賀県の酪農および肉用牛の生産をめぐる近年の情勢

1 生産基盤の現状

(1) 酪農経営

酪農の平成30年産出額は26億円と畜産全体の約23%を占めており、大消費地である京阪神の都市近郊型の生乳生産地域として、新鮮で良質な生乳を生産しています。また、都市近郊の地理的条件を活かし、アイスクリーム等の乳製品の加工・販売など6次産業化に取り組む生産者もあります。

一方、高齢化等による労働力の低下に加え、飼料価格や乳用初妊牛価格の高騰などによる生産費の増加に伴い収益性が低下し、後継者と新規就農者の確保が大きな課題となっています。

飼養戸数は平成25年度68戸から平成30年度47戸と30%、飼養頭数は3,536頭から2,705頭と26%、生乳生産量は22,869tから17,634tと23%それぞれ減少しており、生産基盤の回復と、酪農経営の持続可能な経営展開が大きな課題となっています。

(2) 肉用牛経営

肉用牛の平成30年産出額は66億円と畜産全体の約59%を占めており、基幹産業の一つとなっています。

飼養戸数は平成25年度114戸から平成30年度89戸と22%減少しているものの、飼養頭数は17,710頭から20,262頭と増加しています。品種別では、乳用種と交雑種が減少する一方で、黒毛和種の飼養頭数は11,684頭から14,016頭と約20%増加し、本県を代表する近江牛飼養への転換が進んでいます。肥育経営を中心に規模拡大が進み、1戸当たりの飼養頭数は約223頭と全国1位の規模となっています。

飼養農家は、繁殖農家で廃業する例がある一方、肥育農家の繁殖への新規参入や酪農からの転換も見受けられ、また肥育農家を中心に若手の生産者も育っています。

本県の肉用牛生産の特徴は、平成30年度の素牛自給率が18%と低く、素牛の多くを県外からの導入に頼っている、いわゆる「肥育主体県」であり、近年の子牛価格の変動の影響を受けやすい状況にあります。こうした課題に対応するために繁殖雌牛を増頭する生産者や新たに繁殖雌牛を飼育する生産者が増え、繁殖雌牛の頭数は平成25年度1,117頭から平成30年度1,851頭と約66%増加しています。

また、黒毛和種の枝肉取引価格については、日本三大和牛の近江牛ブランドを有するため、全国平均よりも高値で取引される傾向にあります。

2 畜産を取り巻く環境の変化

(1) 琵琶湖をはじめとする環境への負荷軽減

本県は、我が国最大の湖である琵琶湖を有し、周囲を1,000m級の山々に囲ま

1 れた自然環境にあります。この山々から流れ出る大小の河川が琵琶湖に注ぎ、年
2 中豊富な水量を蓄え、本県をはじめ京阪神の貴重な水資源となっています。平成
3 27年9月には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が施行され、同法に基づき、
4 滋賀県では「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を策定しています。さらに、令
5 和3年4月には「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」が施行され、農地
6 の生産力の最大化を規定し、土づくりの取組を推進していくこととしています。
7 畜産分野においても、家畜ふん尿の適切な管理と耕畜連携などによる利用の促進
8 など、琵琶湖や周辺環境への負荷削減に向けた取組が求められています。

9 10 (2) 水田の活用

11 畜産における飼料の大部分は輸入に依存しています。濃厚飼料の主原料である
12 穀物の生産は気象条件等に左右されやすく、年間生産量（供給量）に変動がある
13 ことや世界的な穀物需給のひっ迫等により、近年、配合飼料価格は高騰していま
14 す。加えて、輸入粗飼料の価格も上昇しており、畜産経営を圧迫している大きな
15 要因となっています。

16 本県では、高い水田率を活かし、生産・流通団体等の連携により平成12年度
17 から稲ホールクroppサイレージ（稲発酵粗飼料、稲WCS）の取組を開始し、
18 平成30年度の作付面積は255ha（平成25年度226ha）と生産・利用の拡大が進
19 んでいます。平成20年度からは飼料用米の取組を開始し、滋賀県畜産技術振興
20 センターでの肉用牛への給与試験結果の活用等により利用農家数が増加しまし
21 た。

22 今後も、低コストで高品質な県産粗飼料の利用を拡大し、安定して収益が確保
23 できる畜産経営への転換が重要です。また、主食用米の需要量が減少する中、飼
24 料自給率の向上や多面的機能を有する水田農業の維持・活用を図るためには飼料
25 用米等の生産拡大による水田の活用が欠かせないものとなっています。

26 27 (3) 消費者の需要の変化

28 高齢化や人口減少等により畜産物の需要の減少が見込まれる中、消費者の畜産
29 物に対する安全・安心や健康志向、地産地消への意識が高まっています。また、
30 乳製品におけるチーズや発酵乳の需要増大、適度な脂肪交雑の牛肉や脂肪質の良
31 い牛肉に対するニーズの高まりなど、多様化する消費者ニーズに対応した畜産物
32 の生産の検討も必要となっています。

33 34 (4) 国際環境の変化

35 海外における日本食への関心の高まり等から、近江牛の輸出拡大が進んでいま
36 す。本県唯一の牛食肉処理加工施設である滋賀食肉センターでは、マカオ、タ
37 イ、シンガポール、フィリピン、ベトナム、ミャンマーおよび台湾の7か国・地
38 域への輸出施設認定を取得するなど、近江牛をはじめとする県産牛肉の中核的な
39 輸出拠点として機能しており、輸出実績においても平成22年の輸出開始から平
40 成30年まで着実に実績を伸ばしています。また、今後は訪日外国人旅行客の増
41 加による県産畜産物のインバウンド消費にも期待されます。

1 一方、海外では和牛より価格の安い海外産の「WAGYU」や各県のブランド
2 和牛も多く販売されていることから、近江牛の海外販路拡大においては、これら
3 の牛肉との差別化を図りながら進める必要があります。また、日本の産地名や商
4 標がすでに海外において第三者により出願・登録されていることがあることか
5 ら、海外における近江牛ブランドの信用を確立し、販路拡大に資するために、近
6 江牛に関する海外商標の出願・登録を支援していく必要があります。

9 (5) 自然災害等発生リスクの高まり

10 地球温暖化の進展や経済のグローバル化に伴い、大規模な自然災害、家畜伝染
11 病の侵入リスクが高まっています。災害への備えは、酪農・肉用牛生産の持続的
12 な発展にとっても重要であることから、非常用電源の整備や家畜共済や保険への
13 加入、飼養衛生管理基準の遵守など、各経営で行うことができる必要な備えを行
14 うことが重要です。

17 第2 酪農および肉用牛生産の競争力の強化

18 1 需要に応える生産基盤の強化

19 (1) 生産基盤の強化

20 ①畜産経営体の意欲的な増頭・増産への支援

21 [酪農経営]

22 酪農ヘルパーやコントラクター等の外部組織の活用、公共育成牧場等を活
23 用した後継牛育成の外部預託等による分業化や省力化を進め、酪農生産基盤
24 の回復を推進します。

25 泌乳能力の向上や体型の大型化など、乳用牛の改良が進んでいることに加
26 え、乳用初妊牛価格も高騰していることから、適切な飼養管理や、牛個々の能
27 力に応じて性選別精液による人工授精や和牛受精卵の移植を行うなど、適切
28 な交配指導に取り組むことにより、計画的な後継牛確保および和牛子牛生産
29 による収益向上を目指します。

30 特に、分娩間隔の長期化、除籍産次の低下は喫緊の課題であり、長命連産性
31 を意識した後継牛づくりを推進します。

32 酪農経営を科学的にとらえ、分析するには、牛群検定への加入が有効です。
33 本県の平成30年度の牛群検定加入率(頭数ベースで約72%、戸数ベースで約
34 58%)は、都府県平均(頭数ベースで約48%、戸数ベースで約41%)を上回っ
35 ています。今後も、検定に必要な労力や費用負担を軽減できるAT検定法(夜
36 朝交互立会検定法)の推進や、畜産関係団体と連携して検定員を確保するな
37 ど、牛群検定の支援体制を強化するとともに、牛群検定に未加入の農家に対
38 し、牛群検定の有効性の理解醸成に努め、加入を促進します。

40 [肉用牛経営]

41 コントラクター等の外部組織の活用、酪農経営との連携、滋賀県畜産技術
42 振興センターのキャトル・ステーション等を活用した分業化や省力化を進め、

1 繁殖雌牛の増頭および和牛子牛の県内生産拡大に向けた体制の構築を推進し
2 ます。さらに、子牛価格の変動リスクを軽減するため、肥育農家の繁殖・肥育
3 一貫経営への転換を推進します。

4 ②中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成

5 中小規模を含む家族経営をはじめとする酪農および肉用牛経営が、持続的な
6 経営を行うためには、収益性の高い経営による一定の所得水準の確保が重要で
7 ず。

8 このため、家畜改良に基づく高能力な牛群の整備や発情発見装置等のICT
9 (情報通信技術) 機器の利用などにより、労力負担の軽減や生産性の向上を図
10 る必要があります。

11 また、酪農および肉用牛経営においては、多額の設備投資や運転資金が必要
12 であることから、計画的な機械・施設などの整備投資や適切な経営管理に対す
13 る技術支援を行います。

14 加えて、本県の酪農および肉用牛生産の中核を担ってきた経営主の高齢化が
15 進み、後継者が確保できない経営では牛舎などの経営資源が失われる可能性が
16 あります。新規就農希望者や離農予定者・空き牛舎等の把握、情報発信を行う
17 とともに、効率的なマッチングを進めるなど、経営資源の継承を図ります。

18 ③技術指導やICT技術の普及による経営を支える次世代の人材確保

19 ア) 新規就農の確保と担い手の育成

20 畜産は大規模化が進展しており、地域産業として発展させることで経営の
21 安定化や雇用の創出にもつながります。経営体質の強化に向けた法人化や作
22 業や部門ごとの協業化による雇用拡大や収益性の向上、省力化の取組を推進
23 することにより、後継者による継承や新たな経営体の新規参入等を促しま
24 す。

25 新規就農者の育成に当たっては、技術・知識の習得の場として、酪農ヘル
26 パー制度や農業大学校、県の指導機関等を有効活用します。また、畜産関係
27 団体と連携し、新規就農希望者と廃業予定農家等の情報を共有化するなど、
28 マッチングの取組を推進します。

29 イ) 畜産関係技術者の育成

30 家畜人工授精師や受精卵移植技術者等の高齢化に伴い、技術者の確保は喫
31 緊の課題となっています。このため、農業大学校や農業協同組合、滋賀県農業
32 共済組合等の畜産関係団体と連携し、これら畜産に係る技術者の育成・確保
33 を図り、乳用後継牛や和牛子牛の効率的かつ安定的な生産体制の整備に努め
34 ます。

35 ウ) 女性の活躍の推進

36 畜産関係団体と連携し、既存の農業関連女性グループを活用して研修等の
37 機会を提供します。また、6次産業化などアグリビジネスの取組を目指す場
38 合にも支援し、女性の積極的な経営への参画を推進します。

エ) 外部支援組織の活用の推進

滋賀県畜産技術振興センターのキャトル・ステーションの利用推進により、子牛の哺乳・育成に関する労働負担の軽減を図ります。

畜産農家の休日の確保、傷病時の経営継続等のため、労働力を提供するヘルパー制度については、畜産関係団体を中心に利便性の向上を図ります。

また、飼養管理や経営等を指導できる民間の専門指導者の利用推進を図ります。こうした外部支援組織の利用推進にあたっては、業務の平準化が求められることから、業務マニュアルの整備など、“作業の見える化”を推進します。

オ) ロボット等の省力化機械の導入推進

経営体の飼養形態や規模に応じて、哺乳ロボット等の省力化機械やICT機器の計画的な導入により、労働負担の軽減への取組を推進します。

これらの機械等の導入・普及に対応した新たな飼養管理方法については、試験研究を進めるとともに、技術の指導・普及を図ります。

④キャトル・ステーションを活用した酪農および肉用牛の生産基盤強化

滋賀県畜産技術振興センターのキャトル・ステーションは、酪農家では乳用牛への和牛受精卵の移植や乳用後継牛の生産、肉用牛農家では繁殖雌牛の増頭等において、子牛育成の省力化や経営の安定化のために活用されています。引き続き、キャトル・ステーションの利用推進により、乳用後継牛や肥育素牛等の安定確保や、子牛育成における労働・経営負担の軽減等を図るとともに、和牛子牛の地域内一貫体制を強化します。

(2) 需要に応じた生産・供給

①多様化する消費者ニーズ等への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、外食・観光需要が減少した一方で、家庭内消費が増えるなどの需要形態および消費者ニーズが変化しました。また、コロナ禍においては、身近に“モノ”がある重要性がより高まり、畜産物に対しても地元で生産される食材の大切さ、安全・安心や健康への意識が高まるとともに、様々な生産者応援キャンペーンが実施されるなど、消費者が生産者を身近に感じるきっかけともなりました。

和牛肉については、脂肪交雑量の高い牛肉が生産される一方で、近年、消費者からは適度な脂肪交雑の牛肉や脂肪質の良い牛肉に対するニーズもあります。さらに、流通・販売業者からは歩留りの良い枝肉生産が求められています。

生産現場においては、これらの消費者意識の変化を注視しつつ、安全・安心な畜産物の生産に取り組むことが必要です。

[牛乳・乳製品]

牛群検定事業等を通じ、高品質な生乳生産に取り組むとともに、酪農教育ファーム等による県産牛乳・乳製品の価値についての理解醸成を推進します。

1 [牛肉]

2 近江牛については、「霜降り度合いが高く、高級な牛肉」という現状の評
3 価を維持する一方、消費者の満足度を最大化させる観点から、多様な消費者
4 ニーズや流通・販売業者のニーズに合わせ、脂肪交雑のみならず脂質や歩留
5 まりといった新たな価値観で選ばれる近江牛づくりを推進します。

6
7 **②畜産物の安全・安心に対する消費者の信頼確保**

8 **ア) 飼料・飼料添加物に係る安全確保**

9 安全な畜産物の安定供給を確保するため飼料・飼料添加物については、原
10 料・製造方法に関する規制、組換えDNA技術応用飼料等の安全性の確認、飼
11 料添加物の指定に関する規制等のリスク管理を的確に行い、安全に確保する
12 ことが重要です。

13 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35
14 号）」に基づき、飼料・飼料添加物の製造、販売、使用の各段階に該当する製
15 造業者、販売業者、畜産農家に対して指導等を実施するとともに、安全性に関
16 する情報を速やかに提供します。

17
18 **イ) 動物用医薬品に係る安全確保**

19 安全な畜産物の安定供給を確保するため、「医薬品、医療機器等の品質、
20 有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」および
21 「動物用医薬品取締規則（平成16年農林水産省令第107号）」に基づき、畜
22 産農家、販売業者等への動物用医薬品の適正使用について、薬事監視員によ
23 る的確な指導を実施するとともに、安全性に関する情報を速やかに提供しま
24 す。

25
26 **ウ) GAP等の推進**

27 畜産GAPや農場HACCPは、生産段階における畜産物の安全性向上お
28 よび家畜の疾病予防の観点で重要です。また、生産物の付加価値の向上や販
29 売先への訴求力向上にも期待できます。

30 外部の指導団体等とも連携を図りながら、意欲ある生産者への普及・定着
31 を推進します。

32
33 **エ) 消費者の理解醸成・食育の推進**

34 生産者や地域の畜産関係者、畜産関係団体等との連携により、ふれあい牧
35 場や酪農教育ファーム等における体験活動など地域住民と生産者の交流を深
36 める様々な活動の取組を推進し、生産現場および畜産物についての理解増進
37 とともに、動物の飼育等によって育まれる「心」、「食」、「生命」に関する
38 子供たちへの啓発を図ります。

39 さらに、児童・生徒に対しては、市町や関係機関等の連携により学校給食に
40 おける県産の牛乳や牛肉などの提供、学校での食育事業の取組等を推進し、
41 畜産や畜産物に対する正しい理解の醸成を図ります。

③近江牛の県内外への魅力発信

近江牛は、我が国有数の伝統的な銘柄牛であること、霜降り度合いが高く、脂の口溶けが良いなど高品質であること、さらに、地域で生産された稲わらを給与するなどの地域と結びついた生産をしていることなどの特徴が評価され、平成 29 年、農林水産省により地理的表示法(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)に基づく地理的表示(GI)に登録されています。近江牛のこれらの魅力について、商工・観光業とも連携しながら県内外への発信を推進します。加えて、販売促進のためのイベントや商談会への積極的な参加により、東京、大阪などの大消費地をはじめ、県内外での近江牛取扱い店舗の拡大に向けた取組を推進します。

④近江牛の輸出拡大の推進

海外プロモーション等により現在の輸出先との輸出の継続性の強化を図ると共に、新規販路の拡大を推進していきます。また、高級部位以外の輸出量増加を目指し、牛肉のカット技術や食べ方を普及する取組を支援していきます。さらに、海外における近江牛ブランドの信用を確立し、販路拡大に資するために、GI登録された近江牛のPR支援や海外商標の出願を支援していきます。

2 次世代に継承する持続的な発展

(1) 資源循環型畜産の推進

①堆肥の広域流通による土づくりの取組を推進

家畜排せつ物は、堆肥の土壌還元による資源循環としての重要な役割を担う一方で、環境問題の原因ともなり得ることから、適正な管理が求められます。

家畜排せつ物処理については、畜産農家の適切な対応を指導し、県産飼料の利用や家畜ふん堆肥の供給などによる地域の耕種農家とのつながりを強化し、良好な関係づくりを推進します。

堆肥の利用促進においては、関係機関と連携し、耕種農家が求める堆肥生産や畜産農家と耕種農家とのマッチングの取組を推進するとともに、堆肥のペレット化を推進することにより、利活用を推進します。

これらの取組が円滑に行われるように耕種農家、畜産農家を対象とした堆肥化技術と利用技術の研修会等により技術向上を図ります。また、関係団体の土壌分析データと連携して堆肥利用の有効性の周知や、普及モデルの作成等により、利活用を推進します。併せて、家畜排せつ物の発電等のエネルギー利用方法の検討を行います。

畜産環境については、酪農および肉用牛経営の規模拡大や住宅地との混住化に伴い、周辺住民との間で悪臭問題が発生しています。経営継続しやすい環境づくりをめざし、市町やその他関係機関・団体と連携して家畜の飼養管理や施設管理の適正化および臭気防止対策や排水対策のための基本的な対応策の指導を継続するとともに、施設整備や処理技術の効果的な活用を推進します。

②自給飼料生産や飼料用米活用などによる飼料自給率向上を推進

ア) 県産粗飼料の生産・利用の拡大

耕畜連携を推進し、水田率の高い本県の特徴を活かした飼料生産対策として稲WCS（稲発酵粗飼料）の生産を拡大します。畜産ニーズに応じた稲WCSの生産に向けて、マニュアルの充実や研修会の開催等により飼料用稲専用品種の活用や品質向上のための調整技術を普及するとともに、作業の効率化のため、作付け地の団地化を推進します。

稲わらについては、資源活用対策として麦作予定田の稲わら収集や飼料用米の稲わら利用を促進し、県内自給率100%を目指します（平成30年度：約70%）。

稲わら収集は、限られた期間内での実施となり、収集を行う労力不足が課題としてあることから、稲わら収集ほ場の集約化を推進することにより、利用拡大を図ります。

さらに、これらの粗飼料作付けほ場や稲わら収集後の水田には堆肥の土壌還元を積極的に進め、地力の維持・向上、資源循環に努めます。

イ) 飼料用米等県産飼料穀物の生産・利用の拡大

飼料用米は、とうもろこしとほぼ同等の栄養価を有した配合飼料の原料であり、水田活用と堆肥の還元を通じて地域との結びつきの強化も期待できます。

このことから、地域の特性に応じ、麦・大豆栽培の不適地等における飼料用米の作付を推進するとともに、新たな県産飼料穀物の生産・利用の取組を推進します。

ウ) エコフィードの生産・利用の促進

食品残さ等を原料としたエコフィードの活用は、酪農および肉用牛経営における飼料費の低減や飼料自給率の向上とともに、県内における資源循環の取組として重要であることから、民間事業者等とも連携をとりながら、利用可能な食品残さ等の活用を図ります。

エ) 飼料の流通基盤の強化

畜産農家の減少に伴う点在化が進行する中で、県産飼料の利用を拡大するためには、生産地域の地理的分布を考慮し、広域流通に対応した流通基盤・体制の強化を図る必要があります。このため、中継や保管施設の確保や整備とともに、飼料取扱業者等における県産飼料用米を活用した指定配合飼料の調製を進め、県産飼料の流通体制の強化を図ります。

関係者の連携・協力により、県産飼料の新規利用者の開拓と既存利用者の利用拡大を図るとともに、耕種農家と畜産農家のマッチングを進め、取引の円滑化を推進します。併せて、畜産農家における利用体制を推進し、飼料用米等の生産・利用の拡大を図ります。

③CO2 ネットゼロの取組の推進

近年の気候変動の影響や2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた国内外の

1 情勢を踏まえ、環境と経済・社会活動をつなぐ循環が実現され、かつ気候変動の
2 影響にも対応した脱炭素社会（CO2ネットゼロの実現した社会）の構築が求めら
3 れています。酪農および肉用牛生産においては、地域で発生する家畜排せつ物の
4 適正な処理と耕種農家の家畜ふん堆肥の利用による温室効果ガス排出削減や肥育
5 素牛の自給率向上による輸送燃料の削減等、CO2ネットゼロ社会づくりに貢献す
6 る取組を推進します。

7 8 (2) リスクに強い畜産経営の確立

9 ①家畜伝染病への対策と危機管理体制の充実・強化

10 家畜伝染病、特に口蹄疫等については、近隣のアジア諸国において継続的に
11 発生しており、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い
12 状況にあります。

13 「発生の予防」、「早期の発見・通報」および「迅速・的確な初動対応」に
14 重点を置いた防疫対応が的確に図られるよう、必要に応じて防疫対応マニユア
15 ルを見直し、防疫演習や研修会を開催するなど、市町や関係団体との共通認識
16 の向上に努めながら、危機管理体制の充実・強化に取り組みます。

17 また、市町や関係団体との連携・協力により、滋賀県飼養衛生管理指導等計
18 画に基づき生産者に対する飼養衛生管理基準の遵守のための指導を行い、家畜
19 伝染病の発生予防とまん延防止に取り組みます。

20 21 ②災害に強い畜産経営の確立

22 多発する大雨災害や震災に備え、非常時における電源や飲料水等をどのよう
23 に確保するかあらかじめ検討しておくことは重要であることから生産者や畜産
24 関係団体における対応計画等の作成を推進します。

25 併せて、新型コロナウイルス感染症の拡大等、不測の事態に備え、各種経営
26 安定対策や家畜共済、収入保険等への加入を推進します。

27 28 ③家畜の快適性を考慮した飼養環境の推進

29 日々の観察や記録、良質な飼料や新鮮な水の供給等をはじめとした適正な飼
30 養管理の励行により、家畜を快適な環境で飼養することは、家畜本来の能力を
31 最大限に発揮させ、生産性の向上にも寄与します。また、アニマルウェルフェ
32 ア（快適性に配慮した家畜の飼養管理）は、世界的にも普及進展をみせていま
33 す。

34 このことから、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛／肉用牛
35 の飼養管理指針（令和2年3月公益社団法人畜産技術協会公表）」の周知・普及
36 を図り、適正な飼養・衛生管理の取組を推進・指導します。また、多様化する
37 消費者ニーズの観点からアニマルウェルフェアの考え方にも則した飼養に取り組
38 む生産者を支援します。

1 (3) 地域の連携

2 ①畜産クラスター協議会を中心とした地域の連携推進

3 近年では、耕畜連携、地域特産品を活用した特色のある畜産物の生産や外部
4 支援組織への作業委託による分業化等が進められるなど、生産者と関係者との
5 連携による地域的な取組が見受けられ、地域の多様な関係者が、共通の目標を
6 持って継続的に連携・強化する取組を行うことが必要となっています。

7 このため、生産基盤の強化を図るためには、地域全体で畜産の収益性を向上
8 させる畜産クラスターの取組を継続的に推進し、地域の取組の成果が地域の生
9 産者、その他の関係者に広く波及するよう、地域の実態を踏まえた創意工夫や
10 自主的な取組により、共通の目標を立て、計画を策定することが求められてい
11 ます。

12 そのために、県は生産者、流通・加工業者、市町、農協、畜産関係団体等の
13 地域の関係者により構成される畜産クラスター協議会等を支援し、共通の目標
14 に向けて一体となった継続的・計画的な取組を進めます。

15
16 ②コントラクター等の外部支援組織の利用拡大による耕畜連携の推進

17 飼料用作物の生産においては、コントラクター等による飼料作物、稲わらの
18 収穫・収集や堆肥散布に係る作業の受託化を推進し、作業の分業化・省力化を
19 行い作業の効率化を進めます。

20 特に稲WCSや高栄養作物である青刈りとうもろこしについては、コントラ
21 クター等の飼料生産組織の活用により、飼料生産効率の向上を図り、高品質か
22 つ安定的な県産粗飼料の増産を推進します。

23
24 ③6次産業化を通じた畜産を中心とした生産物の高付加価値化

25 6次産業化の取組は、所得向上や就農機会の増大を図る上で有効であること
26 から、畜産クラスター等の取組を活用しながら、多様な事業体とのネットワー
27 クを通じた新たな発想での取組や商工観光事業者との連携を推進します。

28 さらに、飼料や飼養管理方法にこだわった畜産物づくりなど付加価値を向上
29 させる取組を推進し、そのための試験研究を行います。

30

II 生乳の生産数量の目標ならびに乳牛および肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量および乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在 (平成 30 年度)					目標 (令和 12 年度)														
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量										
全県一区域	全県	頭	2,705	頭	1,994	頭	1,878	頭	9,390	Kg	17,634	頭	3,000	頭	2,200	頭	2,100	kg	9,500	t	19,950

(注) 成牛：24ヶ月齢以上のもの (以下、諸表において同じ)

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在 (平成 30 年度)										目標 (令和 12 年度)																					
		肉専用種					乳用種等					肉専用種					乳用種等																
		肉用牛総頭数	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	肉用種	交雑種	計			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計									
全県一区域	全県	頭	20,262	頭	1,851	頭	14,016	頭	532	頭	16,399	頭	120	頭	3,743	頭	3,863	頭	24,160	頭	3,000	頭	16,500	頭	1,040	頭	20,540	頭	120	頭	3,500	頭	3,620

(注) 1. 繁殖雌牛：繁殖の用に供する全ての雌牛 (子牛、育成牛を含む)
 2. 肉専用種その他：肉専用種総頭数から繁殖雌牛および肥育牛頭数を減じた頭数 (子牛を含む。以下、諸表において同じ)
 3. 乳用種等：乳用種および交雑種 (子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ)

Ⅲ 近代的な酪農経営方式および肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式 単一経営

方式名 (特徴となる 取組の概要)	経営概要						生産性指標																			
	経営 形態	飼養形態				牛		飼料						人												
		経営牛 頭数	飼養 方式	外部化 方式	給与 方式	放牧 利用 地面 積	経営牛 1頭当り 乳量	kg	産次	更新 産次	作付体系及 び車収	ha	外部化 (種類)	購入飼 料(種類)	飼料自 給率 (国産 飼料)	飼料・ 粗飼料・ 給与率	経営内 堆肥 利用率	生乳1kg当り 費用合計 (現状平均 規模との比 較)	生産コスト	経営牛 1頭当り飼 養労働 時間	労働 総労働時間 (主たる従事 者の労働時 間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる 従事者 1人当 り所得	
育成牧場やコン トラクターの活用 等により省力 化を進めつ つ、自給飼料 を活用した特 続性を確保し た家族経営	35	つなぎ	ヘル パー、 育成牧 場	分糞給 与	—	9,500	kg	3.7	夏作 トウモロコシ 6,000kg/10a 刈草 6,500kg/10a 冬作 イネ 4,500kg/10a	5.5	コントラー	稲WCS 飼料用 米	50	50	4	92 (89.8%)	101 (89.8%)	101	3,535	4,375	3,045	1,330	665			
TMR・哺乳口 ボット等を活 用した効率的 な経営を行う 大規模法人経 営	180	フリー スタイル フリー バーン	ヘル パー、 育成牧 場	TMR給 与 自動給 餌機	—	9,500	kg	3.7	夏作 トウモロコシ 6,000kg/10a 刈草 6,500kg/10a 冬作 イネ 4,500kg/10a	17	コントラー	稲WCS 飼料用 米	50	50	3	109 (98.7%)	85	15,300	22,500	18,557	3,943	1,314				

2 肉用牛経営方式
肉用牛（肥育・一貫）経営

方式名 (特徴となる取組 の概要)	生産性指標										人															
	経営概要					牛					飼料					労働					経営					
	経営 形態	飼養 頭数	飼養 方式	給与 方式	分娩 間隔	初産 月齢	出荷 月齢	出荷 月齢	肥育開 始月齢	肥育 期間	出荷時 体重	肥育牛 1日当 り増体 量	作付系 及ひ草 刈り	作付 面積	外部化 (種 別)	購入国産 飼料 (種類)	飼料自給 率(国産 飼料)	粗飼料 給与率	経営内 堆肥 利用率	生産コスト 肥育牛1頭当 り費用合計 (現状平均規 模との比較)	hr	hr	総労働時間 (主たる従 事者の労働 時間)	租収入	経営費	農業所得
家族 複合	220	牛房 群飼	分 離 給与		28	28	20	8	20	820	0.89	稲わら 400	稲わら 30	稲わら 運搬作 業	飼料用 米	20.0	10.0	3	401,402 (95.1%)	32	4,000 (2,000)	18,894	17,120	1,774	887	
法人	1000	牛房 群飼	分 離 給与		28	28	20	8	20	820	0.89	稲わら 400	稲わら 140	稲わら 運搬作 業	飼料用 米	18.0	10.0	3	370,751 (80.5%)	10	15,924 (2,007)	82,472	78,533	3,939	1,313	
家族 複合	養70 母251 肥育90	牛房 群飼	分 離 給与	13.2	24.0	8.0	280	1.16	8	820	0.89	スーダン 6,500 イリ7 4,500 計7.4 稲わら 400	スーダン 3.8 イリ7 3.6 計7.4 稲わら 9.4	稲わら 運搬作 業	稲CS飼 料用米	45	37 (概算 80% 肥育10%)	5	848,537 (97.6%)	51	7,744 (2,112)	8,731	5,542	3,189	1,063	

(注)「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含まない。

IV 乳牛および肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名		①総農家 戸数	②飼養農 家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当 り平均飼 養頭数 ③/②
					③総数	④うち成 牛頭数	
全県一区域	現在	戸 29,020	戸 47	% 0.16	頭 2,705	頭 1,994	頭 58
	目標	/	47	/	3,000	2,200	64

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

①生産構造の転換等による規模拡大

公共育成牧場等を活用した後継牛育成の外部預託等による分業化・省力化を進め、余裕の生じた労力や飼育スペースを活用して増頭を図ります。加えて、酪農ヘルパーやコントラクターなど外部組織の活用による分業化や飼養管理機器の導入による省力化を推進します。また、規模拡大が可能な経営体については畜産クラスターの取組をはじめとする各種の施策を活用した牛舎施設や堆肥化施設の整備を支援します。

②計画的な乳用後継牛の確保

乳用牛の泌乳能力が向上し、また体型も大型化するなどの改良が進んでいることに加え、乳用初妊牛価格も高騰していることから、適切な飼養管理や、牛個々の能力に応じて性選別精液による人工授精や和牛受精卵の移植を行うなど、適切な交配指導に取り組むことにより、計画的な後継牛確保および和牛子牛生産による収益向上を目指します。

特に、分娩間隔の長期化、除籍産次の低下は喫緊の課題であり、長命連産性を意識した後継牛づくりを推進します。

③牛群検定の活用と牛群検定加入率の向上

牛群検定に未加入の農家に対し、牛群検定の有効性の理解醸成に努め、加入を促進します。また、検定に必要な労力や費用負担を軽減できるAT検定法の取組を推進するとともに、畜産関係団体と連携して検定員を確保するなど検定支援体制を強化します。

また、飼養管理、繁殖管理、搾乳衛生および遺伝的改良に牛群検定のデータを活用し、個体および牛群の泌乳能力や繁殖能力を最大限に発揮する（ベストパフォーマンスを引き出す）ことにより、生産性の向上を図ります。

1 2 肉用牛

2 (1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
		戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
肉専用種繁殖経営	全県一区域	現在	29,020	9	0.03	61	61	61	0	0	—	—	—
		目標	/	9	/	60	60	60	0	0	—	—	—
肉専用種肥育経営	全県一区域	現在	29,020	74 (33)	0.25	16,338 (8,642)	16,338 (8,642)	1,790 (1,790)	14,016 (6,400)	532 (452)	—	—	—
		目標	/	80 (41)	/	20,480 (14,880)	20,480 (14,880)	2,940 (2,940)	16,500 (10,900)	1,040 (1,040)	—	—	—
乳用種・肥育種・交雑種	全県一区域	現在	29,020	26	0.09	3,863	—	—	—	—	3,863	120	3,743
		目標	/	18	/	3,620	—	—	—	—	3,620	120	3,500
合計		現在	29,020	89	0.31	20,262	16,399	1,851	14,016	532	3,863	120	3,743
		目標	/	89	/	24,160	20,540	3,000	16,500	1,040	3,620	120	3,500

- (注) 1. () 内は、肉専用種の繁殖肥育一貫経営の内数
 2. 乳用種・交雑種肥育経営で飼養される肉専用種は、肉専用種繁殖経営/肥育経営を含む
 3. 肉専用種繁殖経営/肥育経営で飼養される乳用種等は、乳用種・交雑種肥育経営を含む
 4. 合計は、各経営区分で重複する分があるため、単純合計ではない

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

①生産構造の転換等による規模拡大

本県は従来より素牛生産基盤が脆弱であり、素牛の82%を他県からの導入に依存している肥育主体県であるため、多くの肥育経営は子牛価格に経営環境が大きく左右されます。このため、子牛価格相場に左右されない、素牛自給率向上につながる生産構造の構築が重要です。

このことから、繁殖雌牛増頭を図るため、畜産振興事業や国庫事業活用による繁殖経営への新規参入を推進するとともに、県は必要な技術的支援を行います。

また、素牛自給率向上のための方策として、滋賀県畜産技術振興センターのキャトル・ステーションを核として、乳用牛への和牛受精卵の移植を推進するとともに、畜産クラスターの実施をはじめとする各種の施策の活用により和牛子牛の生産拡大に取り組み、地域内一貫経営体制の構築を図ります。

1 ②需給環境の変化に応じた家畜改良の推進

2 本県が有しているブランド和牛である近江牛は、霜降り度合いをはじめとした
3 肉質について高い評価を得ています。しかしながら、人口減少、高齢化等社会情
4 勢が変遷するなかでは、多様なニーズに応じた牛肉の供給も今後の検討課題の一
5 つです。

6 このため、近江牛に対する消費者イメージに配慮しつつ、従来の脂肪交雑に優
7 れた近江牛の生産を進める一方、多様な消費者ニーズに対応した近江牛の生産に
8 についても検討していきます。

9

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		平成 30 年度 (現状値)	令和 12 年度 (目標値)
飼料自給率	乳用牛	25.7%	30.0%
	肉用牛	11.0%	20.0%
飼料作物の作付延べ面積		599ha (うち稲WCS 255ha、飼料用米 194ha)	800ha (うち稲WCS 350ha、飼料用米 300ha)

2 具体的措置

(1) 粗飼料

自給飼料を生産する農家においては、畜産クラスターの取組をはじめとする各種の施策を活用して機械器具の整備を整え、高栄養作物である青刈りとうもろこしやロールベール体系に適したスーダングラス等を中心に良質な飼料作物の生産・利用拡大を図ります。一方、自給飼料の生産が困難な農家においては、県産飼料の保管と給与における技術向上を図り、コントラクターへの作業委託を活用しながら耕畜連携による稲WCSなどの水田を活用した県産粗飼料の購入利用を進めます。

稲WCSと飼料用米は、麦・大豆の生産性が低い土壌地帯を中心に耕畜連携による取組を更に進めるとともに、中干しや早期落水などの励行による収穫時期における作業条件の向上や作業の適正化による高品質飼料の生産を基本として、地域が一体となり生産・利用拡大を図ります。稲わらについては、稲作県である特徴を活かして飼料用稲わらの自給を図ります。特に、麦作予定ほ場や飼料用米収穫後のほ場では排水性や田面状態が稲わら収集に適すると期待できることから、耕種農家組織による稲わらの収集・販売を推進します。

(2) 濃厚飼料

県産飼料を活用した畜産物づくりを推進するとともに、生産・利用の体制整備を図ります。エコフィードについては、関係業界からの情報入手の充実を図り食品製造副産物・余剰食品残さ等のうち有用な資源の飼料化利用を進め、また、規格外農産物等の中で飼料化利用の可能な資源の活用を図ります。

さらに、水田は飼料生産の場としての有効活用を図る必要性が高まることから、米の飼料化利用を推進するとともに、米以外の穀物の飼料化生産の可能性等について検討します。

(3) 作業体系

畜産農家の労力軽減と飼料作物の生産効率を高めるため、コントラクターやTMRセンター等への外部委託は重要であり、コントラクター等の活動充実を図るとともに、適正な収穫調製作業などの技術の高度化を推進します。

VI 集乳および乳業の合理化ならびに肉用牛および牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

(1) 集乳コストの軽減

酪農家戸数の減少や点在化が進み、燃料費の上昇や人手不足等により集乳コストが増加する傾向にあることから、指定生乳生産者団体が主体となって行う集送乳路線の合理化を推進します。

(2) 生乳流通体制合理化

酪農家戸数が減少する中、県内酪農の発展のために生産者団体、指定生乳生産者団体が今後どのような役割分担をすることが生乳流通体制の合理化のために最も適切であるかの検討を進めます。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

			工場数 (1日当たり 生乳処理量2万t以上)		1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理能力 ②	稼働率 ①/② ×100
				合計	kg	Kg	%
全県一区域	平成30年度 (現状値)	飲用牛乳を主に 製造する工場	1工場	合計	47,690	69,970	68
				1工場平均	47,690	69,970	68
		乳製品を主に 製造する工場	0工場	合計	-	-	-
				1工場平均	-	-	-
	令和12年度 (目標値)	飲用牛乳を主に 製造する工場	1工場	合計	53,055	69,970	76
				1工場平均	53,055	69,970	76
		乳製品を主に 製造する工場	0工場	合計	-	-	-
				1工場平均	-	-	-

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」：年間生乳処理量を365日で除した数値

2. 「1日当たり生乳処理能力」：工場が6時間稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計

(2) 具体的措置

①乳業工場の合理化について

平成26年度に飲用牛乳を主に製造する工場において合理化が行われ、工場の稼働率が向上しました。本県は小規模工場が多いため、合併や協業化による規模拡大や効率的な施設への転換を視野に入れつつ、一方で、地域密着性を活かした経営や地産地消の取組を推進します。

1 **②牛乳・乳製品の安全性の確保について**

2 令和2年6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、
3 製造・加工段階でのHACCPに基づく衛生管理の着実な実施を公衆衛生部局と
4 連携して推進します。

6 **3 肉用牛および牛肉の流通の合理化**

7 **(1) 肉用牛の流通合理化**

8 **①家畜市場の現状 (平成30年度)**

名称	開設者	登録 年月日	年間開催日数					年間取引頭数				
			肉専用種		乳用種等			肉専用種		乳用種等		
			子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
高島総合 家畜市場	高島総合 家畜市場 運営協議会	昭和31年 12月13日	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	頭	頭	頭	頭	頭
			3	0	0	0	0	167	0	0	0	0

9 (注) 初生牛：生後1~4週間程度のもの、子牛：生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛：生後1年以上のもの

11 **②具体的措置**

12 県内唯一の家畜市場である高島総合家畜市場は、肉用子牛の公正な取引と適正
13 な価格形成に重要な役割を担ってきました。一方、近年、農家からの上場頭数は
14 減少傾向にあります。また、高島総合家畜市場の施設の老朽化に対する対応が必要
15 となってきています。これらの状況を踏まえ、今後の家畜市場の在り方につい
16 て検討を進めます。

18 **(2) 牛肉の流通の合理化**

19 **①食肉処理加工施設の現状 (平成30年度)**

食肉市場	設置者 (開設)	設置 (開設) 年月日	年間 稼働 日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/①	部分肉処理能力 1日当たり		部分肉処理実績計		稼働率 ④/③
				①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
				頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	%
滋賀食肉 センター	公益財団法 人滋賀食肉 公社	平成19年 4月1日	日 240	500	400	176.8	140	35.4	120	120	20.4	20.4	17.0

20 (注) 頭数は、豚換算(牛1頭=豚4頭)で記載(「うち牛」についても同じ)

1
2

②肉用牛（肥育牛）の出荷先

区分 区分名	平成 30 年度（現状値）							令和 12 年度（目標値）						
	出荷 頭数 ①	出荷先					②/①	出荷頭数 ①	出荷先				②/①	
		県内			県外	②/①			県内			県外		②/①
		食肉処理 加工施設 ②	家畜 市場	その他					食肉処理 加工施設 ②	家畜 市場	その他			
全県一区域	肉専用種	7,287	6,425	0	0	862	88.2	9,400	8,200	0	0	1,200	87.2	
	乳用種													
	および 交雑種	2,386	1,538	0	0	848	64.5	2,400	1,500	0	0	900	62.5	

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

③具体的措置

本県唯一の牛食肉処理加工施設である滋賀食肉センターにおける、と畜頭数を増やすことにより稼働率の向上を図る必要があります。と畜解体から部分肉加工までを一貫して高い衛生管理レベルによって行い、ISO等の認証取得・維持等、食の安全を求める消費者のニーズに合致した牛肉を安定的に提供する取組みに対して支援するとともに、近江牛をはじめとした肉用牛の飼養頭数の増加や国内外での消費拡大等の取組みを支援することにより滋賀食肉センターにおける集荷頭数の確保と稼働率の向上を図ります。

Ⅶ その他酪農および肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 キャトル・ステーションを核とした近江牛の地域内一貫体制の強化

滋賀県畜産技術振興センターのキャトル・ステーションを近江牛の地域内一貫体制の強化に向けた取組の核として、酪農および肉用牛生産における子牛育成の外部預託による分業化・省力化を進め、余裕の生じた労力や飼育スペースを活用した和牛繁殖雌牛の増頭や酪農における和牛受精卵の利用の増加により近江牛の肥育素牛の自給率向上を図ります。

また、キャトル・ステーションでは、哺乳ロボット等の省力化機械やICT機器を活用し、大規模育成農場としてモデル的な取組を進め、県内での技術普及により県内の子牛生産能力の向上を図ります。

2 畜産クラスター関連の推進方針

(1) 畜産クラスター関連の推進の基本的な考え方

畜産農家の減少に伴う点在化が進行する中で、畜産の生産基盤を強化し、持続的な畜産を実現するため、乳用牛、肉用牛等の経営の枠組みにとらわれず、畜種間でお互いに支え合う環境が求められています。さらに、畜産農家だけでなく自給飼料の生産・利用や家畜ふん堆肥の活用により、耕種農家を巻きこんだ地域全体で畜産を支える仕組みづくりを進めます。加えて、飼養規模拡大のみならず、6次産業化や農商工連携、さらには畜産物およびその加工品の海外輸出を推進・強化し、体力のある経営体を目指します。

(2) 重点的な取組分野

酪農においては、性選別精液や和牛受精卵の効果的な利用により、乳用後継牛の確保や和牛子牛生産による副収入増加を図るとともに、省力化機械や繁殖成績向上のための機械導入を推進します。

肉用牛においては、和牛子牛生産拡大へ向け、滋賀県畜産技術振興センターのキャトル・ステーションを核として、酪農への受精卵移植推進に加え、繁殖雌牛の増頭を推進し、地域内一貫生産体制の構築を図ります。

また、酪農・肉用牛ともに、規模拡大の意欲がある生産者については、牛舎や堆肥舎などの施設整備を推進します。

用語解説

用語	解説
ア ICT	Information and Communication Technologyの略。日本語では一般に”情報通信技術”と訳される。電気、電子、磁気などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。
アグリビジネス	食や農業を活用した事業、例えば6次産業化などをいう。
アニマルウェルフェア	家畜の快適性に配慮した飼養管理。快適性に配慮することで家畜が健康になり、家畜の能力が引き出され生産性の向上や畜産物の安全・安心につながるとされる。
稲WCS	稲Whole Crop Silage（稲発酵粗飼料）の略。水稻の子実と茎葉を同時に収穫し、発酵させて飼料とするもの。
インバウンド消費	インバウンドは「外から入ってくる」の意味で、訪日外国人旅行（者）のことを指す。訪日外国人旅行者の国内での買い物や宿泊、飲食などの消費活動を「インバウンド消費」という。
エコフィード	環境にやさしい（ecological）と節約する（economical）を意味するエコと、飼料（feed）を併せた造語。食品製造副産物や調理残さなど有用な食品残さを飼料化利用したもの。
AT検定法（夜朝交互立会検定法）	牛群検定の方法の一つ。従来の毎月夜と朝の両方を立会する方法を簡易、効率化して、毎月交互に夜と朝を立会し、1日分の乳量や乳脂率を推定する検定方法。
カ GAP	Good Agricultural Practice の略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。取組状況を記録簿や掲示物によって確認・表示しながら、農業活動を改善することで、より良い農業経営を実現する取組。
牛群検定	検定参加農家が飼養している乳用牛について、乳量、乳成分、体細胞数、繁殖記録等を月1回記録する。この結果を飼養管理の改善や低能力牛の淘汰等に活用し、酪農経営における生産性向上と経営改善を図る。
コントラクター	畜産農家や耕種農家（水稻、野菜等を栽培する農家）から飼料の収穫・調製作業等を請け負う組織（飼料生産受託組織）。

	用語	解説
サ	飼料用米	家畜の飼料原料として生産される米（稲の子実）。
	新規就農者	次の3者をいう。 ①農家世帯員で、生活の主な状態が自営農業への従事となった者。 ②新たに農業法人等に常雇いとして雇用されることにより、農業に従事することとなった者。 ③土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者。
	受精卵移植	優れた能力を持つ家畜から作出した受精卵を、他の家畜の子宮内に移植すること。例えば、後継牛に向かない乳用牛に和牛受精卵を移植することにより、和子牛を生産することができる。
	性選別精液	X精子（雌精子）またはY精子（雄精子）を選別した精液。高い確率で特定の性別の家畜を生産することができる。
タ	畜産クラスター	畜産農家をはじめ地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。クラスターはぶどうなどの房を意味する。
	地理的表示（G I）保護制度	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付きがあり、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その名称を知的財産として国に登録し保護する制度。登録製品にはG Iマークを付けることにより、他と差別化を図ったり、消費者が安心して購入できることにもつながる。
	TMRセンター	TMRは、Total Mixed Ration の略で、粗飼料、濃厚飼料、ミネラル、ビタミンなど全て混合した飼料を意味する。 TMRセンターは、この完全混合飼料を製造し、農家に供給する施設。
ナ	農場HACCP	HACCPの考え方を生産現場に応用したもの。
ハ	HACCP	原材料から最終製品までの安全な食品をつくるための衛生管理の方法。Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析重要管理点）の略。
	ヘルパー	農家が休日を確保する場合や突発事故が発生した場合等において農家に代わり飼養管理等を行う者。特に、酪農においては、専業としてヘルパー業務に従事する場合も多く、ヘルパーを経験した後に就農する場合もある。